

EU研究ディプロマプログラム履修内規

平成28年6月13日
センター委員会決定

(趣旨)

第1条 この内規は、九州大学EUセンター運営内規（平成28年6月13日実施）第5条の規定に基づき、EU研究ディプロマプログラム（以下「EU-DPs」という。）の履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 EU-DPsは、欧州連合（以下「EU」という。）並びにヨーロッパの歴史、思想及び科学技術等などについて広く、かつ、深く学ぶ機会を提供することで、国際的視野を持って地域の将来を考える人材を養成することを目的とする。

(EU-DPsの構成)

第3条 EU-DPsは、学部学生及び大学院修士課程学生（以下「本学学生」という。）を対象とする2つのコースで構成するものとする。

2 EU-DPsに、特定の分野又は領域に係る授業科目により構成される次の科目群を置く。

(1) 入門科目

(2) モジュール科目（経済、法と政治、歴史・文化・社会、科学技術・環境と衛生）

(3) EU関連科目（大学院修士課程コース科目）

3 科目群の授業科目は、教育部会の議を経て、センター長が定める。

(履修許可)

第4条 EU-DPsを履修しようとする者は、所定の時期にセンター長に履修願その他別に定める書類を提出しなければならない。

(履修期間)

第5条 EU-DPsの履修は、本学学生として在籍する期間に限るものとし、2学期間以上の履修登録を要件とする。

(プログラムの修了)

第6条 EU-DPsの修了は、履修学生が次表に掲げる修了に必要な単位を修得し、かつ、当該履修学生にEU及びヨーロッパに関する研究についてまとめたリサーチペーパーを提出し、教育部会による当該リサーチペーパーの審査を経て、センター長が認定するものとする。ただし、学部学生対象コースのリサーチペーパーについては、科目履修（4単位相当）で代替可能とする。

区分	科目群	修了に必要な単位数
学部学生対象コース	入門科目	4単位
	モジュール科目	10単位（ただし、2つ以上のモジュールより修得しなければならない。）
大学院修士課程学生対象コース	EU関連科目	4単位

(修了証の交付)

第7条 センター長は、EU-DPsの修了を認定した履修学生に対し、修了証を交付するものとする。

(雑則)

第8条 この内規に定めるもののほか、EU-DPsの履修に関し必要な事項は、センター委員会の議を経て別に定める。

附 記

この内規は、平成28年6月13日から施行し、同年4月1日から遡って適用する。